

1 産婦健康診査



利用できる方

岩国市に住民票がある産婦

※健診受診日に岩国市民であることが必要です
他市町村に転出された場合は、利用できません

内容

市が契約している産科医療機関*で健診を受けることができます

産後の身体状況(血圧測定、検尿など)
授乳状況や育児不安の相談など

受診時期と回数

産後2週間頃 1回

産後1か月頃 1回

費用

無料で受けることができます

※ただし、契約外のケアを受ける場合は有料となることがあります

※市が契約している産科医療機関は、山口県内と廿日市市・広島市の一部の分娩を取り扱う医療機関です
里帰り出産等により契約外医療機関で産婦健康診査を受ける場合は、償還助成制度があります

わたしの受診予定日(医療機関にご予約ください)

産後2週間健診	令和	年	月	日	(	時	分)
産後1か月健診	令和	年	月	日	(	時	分)

新生児聴覚検査が公費で受けられます

- 対象者: 岩国市に住民票がある者が出産した子
- 対象者の検査: 初回検査(1回のみ)

詳しくは市ホームページをご覧ください
保健センター(29-5099) お問い合わせください

妊娠・出産・子育てに関することは
お気軽にご相談ください

〈総合相談専用電話〉

☎(0827)29-0404

8:30~17:15(祝日・年末年始は除く)

来所によるご相談も
受け付けています

●月～金曜日 **こども家庭センター** 保健師・助産師が対応

●土・日曜日 **こども館** 保育士が対応

各保健センターでも電話相談の他、
来所や家庭訪問での対応を行っています
まずはお電話ください



■こども家庭課母子保健班

(岩国市保健センター内)

☎29-5099

妊産婦・乳幼児健診、マタニティクラスや離乳食教室など

あなたの地区担当の保健師は

麻里布・東・装港・小瀬
川下・愛宕・柱島
平田・岩国・藤河・御庄
師木野・北河内・南河内

の方は ☎29-0407 こども家庭センター

周東・玖珂

の方は ☎84-3580 周東保健センター
または ☎82-2020 玖珂保健センター

灘・通津・由宇

の方は ☎63-3111 由宇保健センター

美川・美和・錦・本郷

の方は ☎76-0220 美川保健センター

〈発行元・連絡先〉

こども家庭センター 子育て世代包括支援班

☎0827-29-0404

発行 令和7年4月

妊娠・出産・子育てを 応援しています！



岩国市

妊娠・出産・子育て中に 受けられるサポート

妊娠の届出
母子健康手帳の交付

妊娠

妊娠中

妊婦健康診査
マタニティクラス

1
産後2週間
産後1か月

産婦健康診査
新生児聴覚検査

出産

妊娠～
子育て

育児相談

各地域の保健センターで行っています

乳児健康診査・予防接種

1か月・3か月・7か月・1歳児
健診、予防接種を医療機関で受けることができます。生後3週間目頃に健診の受診票と予防接種のご案内を送ります

離乳食教室

離乳食について、お話と試食があります

1歳



出生～
生後4ヶ月
まで

こんにちは
赤ちゃん訪問

赤ちゃんのいる全ての家庭を母子保健推進員等がお伺いします
母子保健推進員(母推)は、安心して子育てができるように岩国市の依頼で活動しています

2
産後6か月
まで

子育て支援ヘルパー事業

3
産後4か月
まで

産後ケア事業(宿泊型)

3
産後1年
まで

産後ケア事業(通所型)

産後ケア事業(居宅訪問型)

2 子育て支援ヘルパー事業



利用できる方

下記のどちらにも該当し、市が必要と認めた方

- ①岩国市に住民票があり、産後6か月未満で乳児を養育している方
- ②心身の不調により育児や家事が困難で、お手伝いをしてくれる人がいない方

内容

ヘルパーが自宅にお伺いし、子育てに対する相談、助言、育児や家事に関する支援を行います
(兄弟児の世話や利用者が留守中の支援はできません)

利用期間と回数・時間

- ・回数…産後6か月未満で最大25回利用できます
(双子等、状況により期間を延長することができます)
- ・時間…1回あたりの利用時間は、2時間未満です

利用料金

利用者の世帯区分	利用料	必要な証明書類
生活保護世帯	0円	生活保護受給証明書
市民税非課税世帯	0円	
市民税均等割のみ課税世帯	0円	
その他の世帯	* 310円	在日米軍の軍人・軍属の方は、前年度のW2

※1時間あたりの料金であり、利用時間毎に料金が異なります

利用方法

まずは、こども家庭センター(29-0404)にご相談ください
保健師・助産師が状況をお伺いします

詳しくは岩国市ホームページでご確認ください



3 産後ケア事業



利用できる方

岩国市に住民票があり、産後1年以内の母子で産後ケア事業の内容について十分理解し利用を希望される方(流産・死産等を経験された方、乳児を養育している養親・里親を含む)
ただし、宿泊型は産後4か月未満の母子が対象です

〈以下の場合には利用できません〉

- ・お母さん、または赤ちゃんのどちらかに入院加療の必要がある場合
- ・感染症疾患(麻疹・風疹・インフルエンザ等)の疑いがある場合
- ・利用日時時点で岩国市から転出された場合
(兄弟児の世話や利用者が留守中の支援はできません)

内容

お母さんのからだのケア
体調や状況に応じて、からだを休めることができます

お母さんのこころのケア
悩みを聞き不安を軽くするサポートを受けることができます

授乳のサポート
乳房ケアや授乳の方法についてアドバイスを受けられます

育児のサポート
沐浴やスキンケアなど育児のアドバイスを受けられます

母親が産後の身体的回復と心理的な安定に向けたセルフケア能力を高め健やかで安心した育児ができるよう、助産師等から対処法や育児について必要な助言と支援を受けられます



種類・利用回数・料金

	種類	利用回(日)数	料金
①	宿泊型 産科医療機関等を 宿泊で利用します	7 回(日)まで (分割利用できます)	無料 食費やミルク、おむつ 代のほか、事業者が提 供するオプションサー ビスは別途自己負担と なります
②	通所型 産科医療機関や 助産院等を日帰り で利用します	通所型と訪問型を 通算して 7 回(日)まで	
	居宅訪問型 ご自宅に助産師が 訪問します		

対応できる期間は原則 ①宿泊型は産後4か月未満 ②通所型もしくは居宅訪問型は産後1か月以内です

利用できる事業者等、詳細については
岩国市 産後ケア事業ホームページをご覧ください

※こちらから→



利用者の声

助産師にたくさん相談できてとても心強かったです

赤ちゃんがNICUに入院し母児同室を経験しないまま退院したので不安でしたが産後ケアで育児を経験し退院後の生活に自信が持てました

母乳相談で、赤ちゃんの体重が確認でき、今のやり方でよいといわれたことはとても安心できた

休めたことで気持ちの切り替えができ、また頑張ろうと思えました

利用の流れ

ステップ1

岩国市産後ケア事業の内容について理解し、利用の希望があれば**利用の申請**をします
(申請は初回利用時のみ必要です)

【時期】
産後(利用希望の1週間前までに申請してください)

【方法】
①電子申請



または

※こちらから→

②こども家庭センターや保健センターでの窓口申請
※緊急を要する場合、まずは電話で相談してください
(平日8:30~17:15)
※申請確認後、こども家庭センターより①は電話にて、
②は窓口にて、利用方法の説明と緊急性の確認等を行います

ステップ2

ご自宅へ**岩国市産後ケア事業利用決定通知書**、**産後ケア事業利用案内**と産後1年以内に使える**利用券**が送付されます

ステップ3

利用案内にある一覧からご本人が**利用希望先を選び、利用予約**します
※事業者の受け入れ体制の都合により、ご希望に添わない場合があります

ステップ4

各事業者もしくはご自宅にて産後ケア事業を利用します
事業者もしくは助産師等へ**利用券を提出**してください

ステップ5

利用後アンケートに回答します

【時期】
利用後、お早めをお願いします
【方法】
電子にて回答
(それ以外での回答を希望の場合はお問い合わせください)



※こちらから→

相談・お問い合わせ

岩国市こども家庭センター 子育て世代包括支援班
☎0827-29-0404